

【菊地補佐】

時間になりましたので、ただいまから令和元年度第2回芽室町都市計画審議会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で、委員の2分の1以上の出席がありますので都市計画審議会条例第5条に基づき、会議は成立いたします。

それでは、開会にあたり谷口会長よりご挨拶おねがいします。

【谷口会長】

本日はお忙しい中お集まり頂きありがとうございます。ここから新庁舎の建設現場が見えますが、順調なようで完成が楽しみです。

本日は議件が5件ございます。皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願ひします。

【菊地補佐】

それでは、以後の進行については、会長の進行でよろしくお願ひします。

【谷口会長】

(1) 帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【山田係長】

本日、議件が5件ありまして説明が長くなると思われませんが、宜しくお願ひします。

それでは、協議事項(1) 帯広圏都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(案)についてご説明いたします。

はじめに、資料1-1 帯広圏都市計画区域の整備・開発及び保全の方針とは、赤枠で囲われている部分をご覧ください。この方針とは、都市計画法の規定に基づき、都市計画の区域ごとに、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備など都市計画の決定の方針について定めるものです。

裏面の資料1-2をご覧ください。芽室町の都市計画は、左の2つのマスタープランに基づき決定します。帯広兼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、ページ下に記載のある、帯広市、音更町、幕別町、芽室町の一市三町による帯広圏都市計画区域の方針となります。

資料1-3をご覧ください。こちらは見直しのスケジュールとなっています。表の左をご覧ください。市町村案について、北海道や関係機関との協議を終えて、国との協議を進めているところです。令和2年2月に一市三町で都市計画審議会を開催し、案の申し

出を行います。令和2年8月には関係市町村の意見聴取を行い、意見書の提出を行います。このタイミングで令和2年に1回、芽室町都市計画審議会を開催する予定です。最終的には令和2年10月に公告を行い決定する予定です。

続いて資料1-4をご覧ください。

1-4については、今回の定時見直しにおいて、国への提出資料となっている整備開発保全の方針新旧対照表となっており、令和元年11月末現在のものとなっています。

1ページをご覧ください、向かって左側の新と書いてある欄が今回の帯広圏の整備、開発及び保全の方針（案）であり、その隣の旧と書いてある欄が前回、平成23年3月29日に告示された帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針となっています。

一番、右側には新、旧の整備、開発及び保全の方針の変更理由を記載しています。

この方針の決定については、令和2年10月決定の予定となっており、現在、帯広圏域、一市三町で協議を行い、作成途中のものとなっています。

それでは、1都市計画の目標 1 基本的事項（1）目標年次についてです。

この方針では、帯広圏都市計画区域について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設などの決定方針を令和12年の姿として策定します。

（2）範囲では、帯広市、音更町、芽室町、幕別町の一市三町の行政区の一部として、その面積は次のとおりであります。

下のカッコ書き部分をご覧ください。都市計画区域の範囲の指定として帯広市の面積は10,369ha、音更町は6,290ha、芽室町においては8,282ha、幕別町は8,174haの合計33,115haとなっています。

次は、2都市づくりの基本理念です。こちらは、帯広圏都市計画区域における課題を明らかにした上で、目指すべき10年後の都市の将来像を実現するための基本理念を示しています。

その中には、各市町の総合計画における町の将来像についても位置づけしており、下の黒枠、整開保記述（抜粋）には、第5期芽室町総合計画の「みんなでつくり みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を将来像とし、人口減少が進むなか、みんなで課題を解決し、ずっとこのまちで暮らし続けることができるまちづくりを進めることをことを記述しています。

続いて、II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1 区域区分の有無です。

3ページ目をご覧ください。

こちらでは、農林漁業との調和を図りながら、計画的な市街地整備を図ることを目的として、引き続き区域区分を定めることを記述しています。

次に、2区域区分の方針です。（1）では、概ねの人口として、帯広圏一市三町全体

での都市計画区域内人口、市街化区域内人口を分けた中で、令和12年における将来人口を設定しています。

下の表をご覧ください。整開保の記述として、平成27年における都市計画区域内人口は、245千人、令和12年では235千人と推計しており、その下、平成27年の市街化区域内人口は235千人、令和12年では227千人として推計しています。

(2)の産業の規模では、帯広圏の生産規模、就業構造をわけ、令和12年における産業規模を設定しています。

下の表をご覧ください。整開保では、帯広圏の生産規模について、平成27年の工業出荷額は3,271億円であり、令和12年では、4,188億円と推計しており、工業出荷額が増加傾向にあると想定しており、その下の欄に記載している卸小売販売額は平成27年8,424億円、令和12年では4,766億円として推計しており、減少傾向にあることが想定されています。

続いて、(3)市街化区域の規模は、国土交通省作成の都市計画運用指針を踏まえ、「市街化区域は、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模とし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する」とし、帯広圏の令和12年における市街化区域面積をおおむね6,957haと設定しています。

次に、Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 主要な用途の配置の方針です。

こちらは、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の配置の方向性を示しており、①では、住宅地について記述しています。

住宅地の土地利用は、高度利用住宅地、一般住宅地、専用住宅地で構成しています。

この住宅地の区分の考え方としては、高度利用住宅地は、大規模施設や近隣住民のための大規模な生活利便施設や幹線道路等の沿道サービス施設が立地する住宅地をいい、一般住宅地は、良好な住環境が保護された中高層住宅地や比較的小規模な店舗や事務所等が立地する住宅地をいいます。

また、専用住宅地は、良好な住環境が保護された低層住宅地や小規模な日用品店舗等が立地する住宅地のことをいいます。整開保の記述として、高度利用住宅地については、帯広市のJR帯広駅を中心とする中心市街地に配置し、中高層系住宅の建設促進や再開発事業による効率的な土地利用を図り、まちなか居住を促進するとしています。

一般住宅地については、帯広市の中心市街地を取り巻く3km圏内、音更町の国道241号などの幹線道路周辺、芽室町のJR芽室駅を中心とした商業業務地周辺、幕別町のJR幕別駅及び札内駅を中心とした中心市街地周辺に配置し、定住を促進するための中高層住宅地の建設を促進し、効率的な土地利用を図る。

専用住宅地は、各市町の土地区画整理事業などにより開発された地区などに配置し、引き続き良好な居住環境の維持に努めるとされています。

続いて、3ページをお開き下さい。

②商業業務地では、商業業務地の土地利用として、中心商業業務地、拠点商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成しています。

商業業務地の区分の考え方としては、中心商業業務地は、地方都市の駅前で既に中心市街地として、商業・娯楽、業務施設の集積が図られている業務地などをいい、拠点商業業務地は、温泉地などの観光地で、商業・娯楽施設の集積が図られている業務地や近隣住民の日常生活利便施設が集積している業務地などをいいます。

地域商業業務地は、住宅地内で近隣住民のための生活利便施設等の用地として計画的に整備を図る業務地などのことをいいます。

沿道商業業務地は、住宅地を貫通する幹線道路沿道で、背後の住宅環境に支障のない大規模な沿道サービス施設等が立地している業務地などをいいます。

整開保の記述として、中心商業業務地については、帯広市の中心部に配置し、都市機能の充実、魅力の増進を図る。

拠点商業業務地は、音更町の十勝川温泉地区に配置し、観光施設の集積を図るとしています。

地域商業業務地は、音更町の木野地区中心部、芽室町の駅周辺、幕別町の駅周辺と札内駅周辺に配置し、賑わいの創出や交流の場として商業機能の充実を図りながら、日常生活利便施設の集積を誘導するとしています。このほか、郊外地には地域商業業務地を適切に配置し、日常生活圏の利便性の確保を図るとしてしています。

沿道商業業務地は、幹線道路沿線などに配置し、住環境に配慮しながら、利便性の高い商業地の形成や沿道サービスの立地を図ることを記述しています。

次に、③工業・流通業務地の土地利用は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成しています。

工業・流通業務地の区分の考え方は、四角囲み部分に記載していますが、専用工業地は、計画的に開発された工業団地で住宅等の排除が必要な工業地をいい、一般工業業務地は、軽工業地等として計画的な開発が図られた工業地や交通量の多い幹線道路沿道で工業系沿道サービス施設等が立地している工業地をいいます。

また、流通業務地は、鉄道の操車場、貨物駅、車両駅などが立地している工業地や主要幹線道路沿道で流通関連施設が立地している工業地をいいます。

整開保では、専用工業地については、帯広市の帯広工業団地、新帯広工業団地、音更町の北開進地区、芽室町の西工業団地、東工業団地、下美声地区、幕別町のリバーサイド幕別、札内東工業団地、明野工業団地に配置し、交通機能や地区特性を考慮しながら広域的な工業拠点の形成を図るとしてしています。

一般工業地は、音更町の北明台地区、芽室町の鉄南地区、弥生地区、幕別町の新田地区など、周辺環境に配慮しながら配置し、必要に応じサービス施設の立地をはかります。

流通業務地は、帯広市のJR根室本線帯広貨物駅を中心として倉庫業、卸売業、運輸業などが集積している西陵北地区を流通業務団地として配置し、強化充実を図ることなど

を記述しています。

④用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針は、望ましい市街地像のために、用途転換や用途純化又は用途の複合化を行う地区を示しています。こちらの、用途転換とは、住宅地から工業地などの全く違うものに変えてしまうことをいい、用途純化については、住宅地や工業地の混在を解消し、安全で快適な住環境を確保し、工場の生産効率を高めることなどをいいます。

用途の複合化については、都市の多様性を発揮させ、活力や魅力づくりのため住宅・業務・商業または工業などを混在させ複合化することをいいます。

3ページ下段、(2)市街地における建築物の密度の構成に関する方針です。次に、4ページをご覧ください。

こちらは、用途地域ごとに目指すべき市街地像を想定した中で、予定される概ねの利用容積率又は、利用密度（平面的には建ぺい率）の強弱（建物の密集の度合い）を示しています。

(3)市街地の土地利用の方針①は、土地の高度利用に関する方針です。帯広市の中心市街地は、十勝・帯広の顔として高度利用を図ることを記述しています。

続いて、②居住環境の改善又は維持に関する方針については、良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に合わせて積極的に良好な居住環境の向上を図るべき地区、密集市街地などで市街地の改造又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等について目指すべき市街地像を示しています。

③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針は、市街化区域内の緑地の保全、都市の風致の観点から都市として守るべき緑地又は風致の存在を明らかにすることを示しています。また、風致とは、歴史的文化的意義のある建物とその周辺の自然環境のことをいいます。

次は(4)その他の土地利用の方針、①優良な農地との健全な調和に関する方針は、「健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地は保全に努め、農業振興地域農用地区域については、原則として市街化区域の拡大の対象としない。」ことを記載しています。優良な農地とは、集团的農用地や国・道営の土地改良事業により農業投資が実施された区域をいいます。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針は、災害の危険が高く、市街化を抑制すべき地区を示しています。

次に5ページをお開きください。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針は、自然環境を整備又は保全し、市街化を抑制すべき地区を示しており、④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針については、市街化調整区域の土地利用をはかる上での農林業との調整や、市街化調整区

域において地区計画を定める場合の方向性を示しています。

続いて、2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針です。(1)交通施設では、都市計画の目標で示された都市の将来像を実現するために、各交通機関相互の役割分担、連携の考え方等、交通体系のあり方について、都市計画道路の見直しを含めて示しています。①基本方針として、a 交通体系の整備の方針では、自動車専用道路について、空港や港湾との広域ネットワークの形成促進やアクセス機能を高めることとしています。

次に6ページをお開きください

上段、帯広市及び音更町は、「地域公共交通網形成計画」による公共交通機関の形成について、帯広駅前のバスターミナルを十勝管内の交通の結節点として活用を推進することを明記しています。

b 整備水準の目標では、令和12年の整備水準について幹線街路網密度等の具体的な指標を示しています。整開保記述では、幹線街路密度の基準年、平成27年では 3.29 km/km^2 、目標年、令和12年では 3.42 km/km^2 としています。

幹線街路網密度とは、帯広圏都市計画道路(国道、道道、4車以上の市町村道)延長の合計値を帯広圏域の面積で割ったものをいいます。また、都市高速鉄道については、こちらの表に記載のとおりです。

次に、②主要な施設の配置の方針では、都市計画の目標及び「①基本方針」を踏まえ、広域的な交通の処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮して、主要な道路、都市高速鉄道、駐車場のおおむねの配置を示しています。

7ページをお開きください

続いて、中段③主要な施設の整備目標として、おおむね10年以内に整備する道路について明記しています。

整開保では、高規格幹線道路の北海道横断自動車道及び帯広・広尾自動車道、国道、道道及び各市町道において2車線以上の道路について記述しています。

次に、(2)下水道及び河川、①基本方針aでは、下水道及び河川の整備の方針について、都市計画の目標で示された都市の将来像を実現するための下水道及び河川の整備の方針について気候変動や資源循環型社会を踏まえた整備のあり方を示しています。

8ページをお開きください

整開保の記述として、ア 下水道では、良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水対策を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するために、十勝川流域別下水道と整合し、下水道整備を進めるとともに、老朽化が進む下水道施設の改築更新を促進することを記述しています。

イ 河川では、都市化の進展に伴う雨水流出増に対応して、流域が本来有する保水、遊水機能の確保を図りつつ、関係機関と連携し、総合的な治水対策を図る。

ｂ 整備水準の目標は、将来の都市像を展望しつつ、目標年（令和12年）の実現を目指す下水道及び河川の整備水準について、下水道等の各施設について示すこととなっています。

②主要な施設の配置の方針 a 下水道では、都市計画の目標及び基本方針を踏まえ、主要な下水道の排水区域や処理場のおおむねの位置を示しています。整開保では、芽室町を排水区域とする十勝川流域下水道の公共下水道ごとに配置し、幹線管渠を適切に確保することを記述しています。

ｂ 河川は、主要な河川のおおむねの配置を示します。

続いて、③主要な施設の整備目標として、「②主要な施設の配置方針」において示した下水道及び河川等について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設について明記しています。

整開保では、雨水排水管渠の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の改築においてはストックマネジメントの実践等を図るとあります。

また、十勝川流域下水道に係る幹線整備及び十勝川浄化センターの整備を促進するとして記述しています。

続いて、河川では、十勝川、札内川、帯広川、芽室町においてはピウカ川などにおいて、河川改修を促進すること記述しています。

次に（3）その他の都市施設では、市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場の建替え整備については必要に応じて、都市計画変更を行うことや、ごみ焼却場については適正な位置に配置することとしています。

9 ページをお開きください

次に、3市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針（1）主要な市街地開発事業の決定の方針では、JR帯広駅周辺を中心市街地について、未利用地の有効活用などについて明記しています。

（2）市街地整備の目標では、おおむね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業について明記しており、整開保では、帯広市の西3条南9丁目周辺地区の再開発事業について記載されています。

次に、4自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針（1）基本方針では、自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性、自然的環境の特徴と現状及び整備又は保全の必要性について明記しています。

10 ページをお開きください

（2）主要な緑地の配置方針では、良好な自然環境を構成する主要な緑地について、

地域特性に応じた観点を用いて緑地の機能を系統別に評価し、緑地系統の大まかな配置の方針を示しており、a 環境保全系統では、都市の骨格となる緑地であって、動植物の生息・生育環境の創出などの緑化の方針を示します。

次に、b レクリエーション系統では、日常的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用機能に着目した緑地の系統を示します。ここでは芽室公園について記述しています。

c 防災系統では、災害の防止、あるいは災害時における避難地・避難路等の計画、都市公害の緩和に対処しうる系統を示しています。

d 景観構成系統では、市街地を取り込み市街地の背景となる緑地、都市を代表するような郷土的景観を形成する緑地、シンボルとなるような緑地等、特色のあるまちづくりに資する都市景観を形成する要素となる緑地の系統を示しています。

e その他の系統では、帯広市の墓苑や霊園の保全の方針について示しています

次に（３）実現のための具体的な都市計画制度の方針であります。公園や緑地の地区は、北海道緑の基本計画や芽室町緑の基本計画の配置方針、整備方針等踏まえて配置することを示しています。

1 1 ページをお開きください

次に、（４）主要な緑地の確保目標として①おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等について明記しています。

以上、資料1-1から1-4についての説明は終わりとなりますが、あくまでも現時点でのまとめであることから、今後、一市三町での協議や関係機関との協議により記述の内容が変更となることが予想されるので、今後、圏域としてまとめた最新のものを年明け2月に、審議会委員の皆さんにお示ししたいと思います。

以上で帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明を終わります。

【谷口会長】

只今説明のありました事項について、ご質問ご意見はございますか。

（質問、意見なし）

それでは（２）芽室町緑の基本計画見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【今森主事】

議題の（２）及び（３）につきましては、今年度見直しを行っておりますので、現段階での進捗状況等のご報告となります。

まず（２）緑の基本計画ですが、こちらの計画は、本来令和5年3月までの計画であったものが、総合計画をはじめとする上位計画・関連計画の変更等により今年度の見直しと

なったものです。したがって、今年度の見直しは時点見直しが基本となります。今回は、計画を取り巻く上位計画・関連計画及び各種調査結果を資料として提出させて頂きました。

資料２－１をご覧ください。

こちらは上位・関連計画の動向となっています。町の最上位計画である第５期芽室町総合計画の中で、緑の基本計画は緑地保全や緑化推進について目指すべき姿をまとめる計画とされています。

また、次ページの都市計画マスタープランにおける公園・緑地・河川の整備方針では「公園緑地の整備」「景観機能面から公園・緑地等の整備」が前計画からの変更点となっております。

更に次のページの北海道みどりの基本方針では、従来の緑地の量的確保目標を達成したとの考えから、今後は目標値を設定しないこととなり、代わりに子育てや福祉等の観点から都市公園や緑地を利活用することを推進しています。

資料２－２をご覧ください。

こちらは都市計画マスタープラン及び第５期芽室町総合計画策定における住民意識調査の結果の中から緑地・公園に関連していると考えられる項目を抜き出したものです。

公園や緑地に関する要望としましては、平成２４、２９年調査ともに健康遊具や施設老朽化への対応要望が高い割合を占める結果となりました。

また、自然環境への満足度は高いものの景観や公園への満足度は目標値を割りこむ結果となっています。

資料２－３をご覧ください。

こちらは航空写真画像から樹木・草地・農地等を解析し、緑被地を算出したものです。

平成２４年の前回調査と比較しますと、都市計画区域内の緑被地は増えていますが、市街化区域内の緑被地は微減となりました。

原因としましては、主に東工団地内に工場が建つなど、適正な土地利用が図られた結果と考えられます。

資料２－４をご覧ください。

こちらは町内３７箇所の交差点を地上約１．５ｍの高さから四方向に撮影し、その画像から目に見える緑の割合を算出したものです。

平成２４年の前回調査と比較しますとやはり工業団地内の緑の割合が低下しています。一方、商業地域内の緑は微増しており、商業者等との協同での緑化推進に一定の成果があったと考えられます。

全体的な課題としては、公園・緑地の利活用について検討すること、公園施設等の整備に向けた長寿命化計画への取り組み、工業地の緑の確保等を想定しています。

次回会議は明日開催予定で、そこで施策の方向性を検討予定となっています。

【谷口会長】

只今説明のありました事項について、ご質問ご意見はございますか。

【青木委員】

北海道の計画は量的な目標を設定せず、質に方向転換したとのことでしたが、緑被率・緑視率調査の説明を聞く限り、芽室町は量的な目標設定をするということでしょうか。

【山田係長】

北海道の計画では量的な目標を設定しないこととなりましたが、芽室町の計画は中間見直しということで、引き続き量的な目標を設定しています。

次回見直しで量より質といった方針にシフトすることとなれば、北海道計画により即した形になると思われます。

【青木委員】

北海道の水資源について、近年は外資系企業等による買い占めが問題となっていますが、緑の基本計画ではこのような水資源は直接関係はないのでしょうか。

【山田係長】

緑の基本計画は緑地保全や緑化推進について目指すべき姿をまとめる計画ですので、直接的な記載はないと考えます。

【青木委員】

水資源については他の計画で定めているということでしょうか。

【高橋補佐】

北海道の水資源ですが、土地利用計画グループの所管と考えられます。近年問題となっている土地の買い占めについては、振興局が窓口となって町の方との開発調整を行うと考えられます。

今は個別の規制条例はありませんが、今後北海道の動向を見ていくことになると思われます。

【谷口会長】

他に、ご質問ご意見はございますか。

(質問、意見なし)

それでは(3)芽室町住宅マスタープラン見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【今森主事】

(3)芽室町住宅マスタープラン見直しについて、説明させていただきます。

こちらの計画は上位計画・関連計画の傾向を鑑み、細かな施策を設定するのではなく、方向性を示す計画への転換を予定しています。

資料3の1ページをお開きください。

こちらは基礎データになります。本町の人口につきましては平成22年をピークに減少していますが、世帯数は増加しています。高齢者の割合は最新の数値で約3割となっています。

住宅の状況につきましては7,790戸のうち、空き家が990戸との推計値が出ております。本町の特徴につきましては図表6のとおり持ち家の比率が高く、公的借家、民営借家の割合が低くなっています。

2ページをお開きください。

こちらは上位計画・関連計画の資料となっています。まず国の計画ですが、前回からの大きな変更点としまして、目標3や6が挙げられます。平成29年3月策定の道計画においてもその傾向が踏襲されており、住宅施策の方向性3、6に表れています。前回の道計画までは主要施策を大量に盛り込むなどしていましたが、今回は方向性と重点取り組みを示すのみとなっています。

続きまして住宅セーフティネット制度ですが、住宅確保用配慮者のための機能となっています。物件登録システムでは北海道でもまだ50件ほどですが、今後推進される制度と考えられます。

続きまして第5期総合計画です。この中で住宅に関連する施策を抜き出しています。

3ページをお開きください。

ページの左側は関連計画であります都市計画マスタープラン、耐震改修促進計画を掲載しています。また、右側は現行の住環境施策となっています。

4ページをお開きください。

今年度実施しましたアンケート結果を抜粋しています。今回は1,000世帯に対しア

ンケートを送付し358票回収しました。なお、統計的に見ても信頼性・妥当性ともにこの回収数で問題ないことを確認しています。

(1) 現在の住まいの満足度について、総合的な満足度は80.7%となっています。不満のポイントは高齢者への配慮となっています。

(2) 空き家について、3.5%が所有しており、住み替えたためそのままにしているとの回答が多くなっています。

(3) は持ち家についての質問ですが、今後の立替やリフォームについては予定のない世帯が多くを占めています。立替やリフォームに向けて困っていることは工事の見積額の妥当性がトップとなっています。

5ページをお開きください。

(4) 賃貸住宅について、自動車の普及率が高いことからか、家賃を重視する傾向にあります。ページ下段の今後の意向については、今の住宅に住み続けたいが最も多くなっています。

(6) は先ほどの施策の認知度となっています。活用したことがある、知っていると回答した世帯の合計では住宅リフォーム奨励事業が4割と最も多く、次いで住宅建設促進奨励事業が多くなっています。

6ページをお開きください

こちらは重要度が高いと考えられる住宅関連施策についてのアンケート結果です。最も多いのは高齢者のための住宅リフォーム支援、次いで空き家に対する支援となっています。ページ下段は世代別の回答率となっています。

回答率30%、40%以上のものを濃くしていますが、(8)は50代以上の世代からの回答が多くなっており、(10)空き家に対する支援はどの世代からも高い回答率となりました。

7ページをお開きください。

7～8ページが既存施策の評価となっています。現行計画におきましては施策が40ありますが、担当課、係から取り組み及び評価を集約したものです。

評価は5段階とし、課題に対する成果が出ており事業や制度が終了したものをA、課題解決が現実的ではなかったり、制度が廃止されたものをEとし、基本的にこの2つは次回計画では改廃としました。

9ページをお開きください。

こちらは現行計画の一覧表に、集約予定の項目を色付けしたものです。基本施策「(1)安全性と快適性の確保」を少子高齢社会への対応及び人口定住促進に統合し、(5)自然

環境の調和と新エネルギー活用を（４）有効な土地利用とまちなかの活性化に統合するイメージであります。

10ページをお開きください。

基本理念を総合計画より引用し、基本施策を3点に集約しています。総合計画の内容を鑑み、自然災害といった文言を明文化し、住宅確保の要配慮者関係の施策を基本施策の1つとしています。また、住宅施策の方向性（８）の空き家等の活用・適正管理の推進は新規項目となっています。

先ほど申しましたとおり、今回のマスタープランは方向性を示すものとしていますが、11ページにはリーディングプロジェクト的に、5つ重点的な取り組みを設定しています。

現在、策定委員会にてこの資料を諮り、文言の整理を行っているところです。

今後のスケジュールにつきましては、冊子状に作りこんだものを年明けの再度策定委員会にて審議予定であります。

【谷口会長】

只今説明のありました事項について、ご質問ご意見はございますか。

（質問、意見なし）

それでは（４）芽室町立地適正化計画見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【青木委員】

アンケート結果を見ると、50歳代以上は高齢者のための住宅リフォーム支援を重要視しているようですが、10ページの施策の方向性の中に高齢者のための住宅リフォーム支援の考え方は入り込んでいるということでしょうか。

【今森主事】

現行の住環境施策としましては3ページに既存事業を掲載しており、③の住宅リフォーム事業がこれにあたると思えます。ただし、この事業は高齢者に対象を絞ったものではありません。住宅マスタープランは施策の方向性を示すものですので、これをもとに高齢者福祉関係の部署等でそういった事業の立ち上げが検討される可能性は考えられます。

【小椋委員】

11ページ目で空き家等の活用・適正管理の推進に向けた方策を検討するとありますが、現段階でイメージしていることはありますか。

【山田係長】

空き家というものは人が使わなくなると傷んでしまうので、空き家になる前に手を打つような施策が必要と考えています。例えば住み替え支援ですが、高齢者夫婦で二階建ての一軒家を持って余しているような方、賃貸住まいで広い物件を探している子育て世帯に対し、役場・民間で協力し住み替えを支援できるような仕組みづくりを検討したいと考えています。

【谷口会長】

他に、ご質問ご意見はございますか。

(質問、意見なし)

それでは(4)芽室町立地適正化計画見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【山田係長】

資料4-1をご覧ください。

まず立地適正化計画ですが、都市計画マスタープランに関連する計画であることから、都市計画マスタープランから説明いたします。

都市計画マスタープランとは、町の土地利用や道路・公園・下水道等の都市計画施設の配置・整備について、将来の目指すべき姿をまとめた計画です。この都市計画マスタープランの見直しに合わせ策定したのが立地適正化計画です。どのような計画かといいますと、都市の課題を抽出し、よりコンパクトなまちづくりを推進するための計画です。

資料4-2をご覧ください。

こちらは芽室町立地適正化計画概要版です。

1ページ目をお開きください。計画策定の背景ですが、国から「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えが示されるなかで、芽室町は将来に渡って持続できる都市構造への再構築のため、計画を策定しました。

計画の位置づけですが、上位計画に総合計画があり、そこにぶら下がっている都市計画マスタープランの高度化版ということで芽室町立地適正化計画は位置づけられています。

2ページ目をお開きください。

計画の期間と範囲ですが、平成31年度から令和8年度までを計画期間としています。計画の範囲ですが、都市計画区域を対象としています。

3ページ目をお開きください。

この計画におけるまちづくりの目標ですが「まちの顔が見える安心快適なまちづくり」を目標としています。「まちなかに住める空間を確保する」「まちの核となる主要施設を集

約する」「まちなかへの行き来をしやすくする」を基本方針としています。

4 ページ目をお開きください。

こちらは将来想定人口及び将来都市構造を記載しています。

都市構造としては「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を設定しています。

5 ページ目をお開きください。

こちらはの図で赤枠に囲まれた箇所が居住誘導区域です。居住誘導区域とは、生活・サービスや地域コミュニティを持続的に確保することを目指す区域となっています。

6 ページ目をお開きください。

都市機能誘導区域とは、医療・福祉、商業施設など、町民の福祉や利便性のために必要な施設を集積させて、継続的なサービスを目指す区域となっています。

この赤枠の中に、行政施設やスーパーなどを集めていくという構造になっています。

7 ページ目をお開きください。

都市施設誘導区域への誘導施設の設定です。施設には行政機能、福祉健康機能、子育て機能、商業機能、医療機能、教育・文化機能があります。

8 ページ目をお開きください。

こちらは居住誘導区域、都市機能誘導区域への誘導施策となっています。

9 ページ目をお開きください。

こちらは将来の目標です。居住誘導区域内の人口密度ですが、人口そのものは減っていきませんが、できるだけ密度を減らさないよう、目標年の令和8年は35.0人/haという目標値としています。

この立地適正化計画ですが、昨年度の都市計画審議会でも皆様のご意見をいただき策定しています。今年度の見直しについて、資料4-3をご覧ください。

上の図が見直し前、下が見直し後となります。今まで居住誘導区域外であった黒丸部分を編入するというのが今回の見直し内容となります。この場所は総合体育館、野球場、温水プールがある芽室公園運動広場というエリアです。

なぜ編入を行うかといいますと、国の方から誘導施設の中に社会体育施設もそういった施設に該当するとの考え方が示されたことによります。

このような施設も住民の福祉、利便に必要なものであり、立地することによって居住が促進されるといったことで今回の計画の見直しを行うものです。

また、このエリアの中でプールの建て替え等を行う場合は国の交付金を活用することができます。

今年度3月までに、区域見直しの手続きを行うよう進めているとことです。なお、こちらの事項は議会にも説明済みです。

【谷口会長】

他に、ご質問ご意見はございますか。

(質問、意見なし)

それでは(5)都市再生整備計画について、事務局より説明をお願いします。

【山田係長】

資料5-1をご覧ください。

都市再生整備計画事業というのは、先ほど説明しました立地適正化計画で定めたコンパクトなまちづくりを実施するために都市再生整備計画を策定し、国の交付金を受けて行う事業となっています。

この交付金を活用できるエリアですが、居住誘導区域、都市機能誘導区域、そしてJR芽室駅から1kmの円を描いた3つの重なった部分が対象となっています。

交付金の割合ですが、事業費の50%が出るものとなっています。この事業を活用し温水プールの建て替え等を計画しています。

事業スケジュールですが12月までに計画案を作成、1月2月で北海道との下協議、3月に都市再生整備計画決定、その後、国に要望を提出していく予定となっています。

資料5-2をご覧ください。

先ほどの説明のとおり駅から1kmの範囲、緑の枠の範囲、赤枠の範囲の中でしか事業を行うことはできません。しかし、現状では居住誘導区域内にプールが入っていません。

ですから、この緑の点線のように居住誘導区域を変更し、事業対象となるよう区域を変更するものです。

資料5-3をご覧ください。

この赤枠部分が先ほどの資料5-2における灰色の部分となっています。

実施事業ですが、駐車場整備、温水プール建て替え事業、地域交流の改修ということで、現在保健福祉センターを事務所とする部署が新庁舎建設に伴い引っ越しを行いますので、その後の保健福祉センターを改修予定です。現在の予定としましては子育て支援センター、社会福祉協議会が入ってくる予定となっています。

公共施設誘導サインは役場や図書館の位置を車に誘導するサインです。公共施設案内サインは駅を出た人に対して公共施設等を誘導する案内板を予定しています。いずれも

都市再生整備事業を活用することで50%が国の交付金となる事業となっています。

【谷口会長】

ありがとうございました。皆さんの方から何かご質問はございますか。

【谷口会長】

駅前に今まで案内板は設置されていなかったでしょうか。

【山田係長】

商業施設等を案内する平らな案内板はあります。

【小椋委員】

資料5-3の温水プール建替事業が赤枠の外に出てしまっているように見えますが、大丈夫でしょうか。

【山田係長】

資料5-2の図面の灰色で、黒色の円の内側部分が温水プールとなっています。資料5-3は赤枠の外に出てしまっているような表示になっていますので、今後修正させていただきます。

【谷口会長】

他に、ご質問ご意見はございますか。

(質問、意見なし)

それでは、その他について、事務局から何かございますか。

【山田係長】

次回の審議会、第3回は2月上旬に開催予定ですので、よろしくお願いいたします。

【谷口会長】

委員の皆様から全体を通して、何かございますか。

(質問・意見なし)

以後の進行は事務局にお返しします。

【菊地補佐】

それでは、以上を持ちまして、令和元年度の第2回芽室町都市計画審議会を終了します。お疲れさまでした。